

第10回「無煙のまちづくりの日」記念シンポジウムin弘前

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針について

弘前市健康福祉部健康づくり推進課

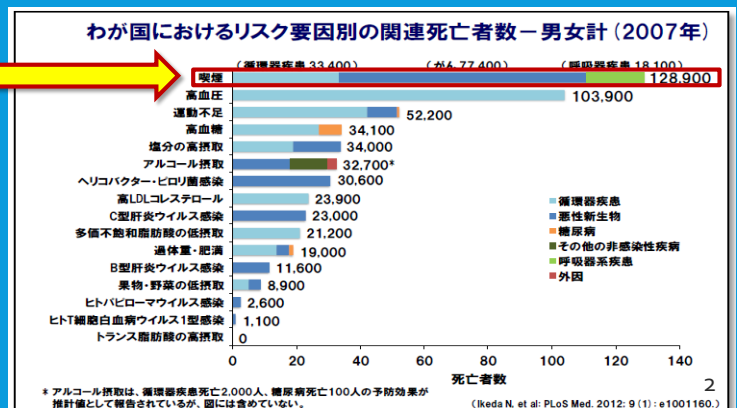
1

たばこの健康影響

■喫煙（能動喫煙）は死亡の最大要因

喫煙による死亡者数
…年間**約13万人**
(全死亡者の約1割)

- ◎がん、心臓病、脳卒中、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の罹患率・死亡率が高い
- ◎糖尿病、歯周病、ニコチン依存症
- ◎流産・早産・低出生体重児等の発症率が上昇、胎児の発育遅延
- ◎未成年者の喫煙：全死因死亡、がん罹患のリスク増加



たばこの健康影響

■周囲の人の健康にも影響（受動喫煙）

受動喫煙による死亡者数…年間**約15,000人**
（肺がん、心筋梗塞、**脳卒中**）

○主流煙より副流煙の方が毒性が高い。

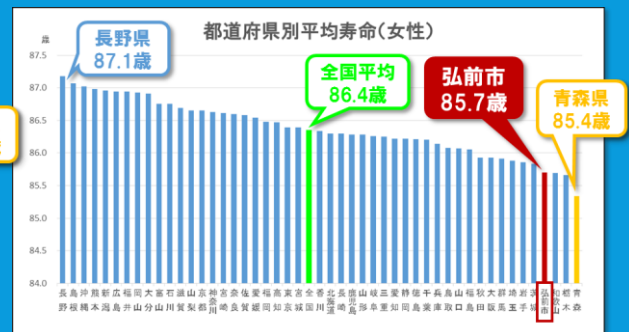
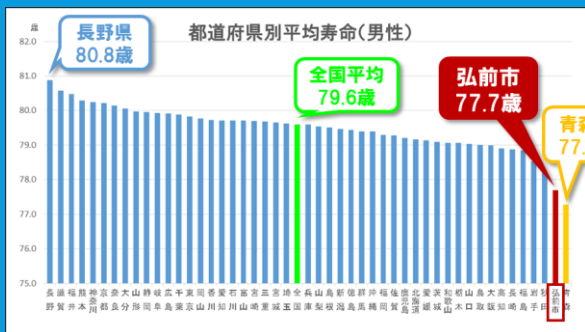
◎成人：肺がん、脳卒中、虚血性心疾患の発症リスク上昇
呼吸器への急性影響（臭気・鼻への刺激）

◎小児：喘息、乳幼児突然死症候群（SIDS）の原因

3

当市の現状

①平均寿命が短い

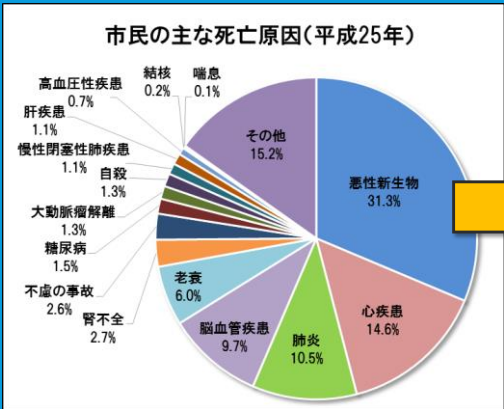


H22市区町村別生命表(厚生労働省)

4

当市の現状

②がんによる死亡率が高い



がんの部位別死亡順位

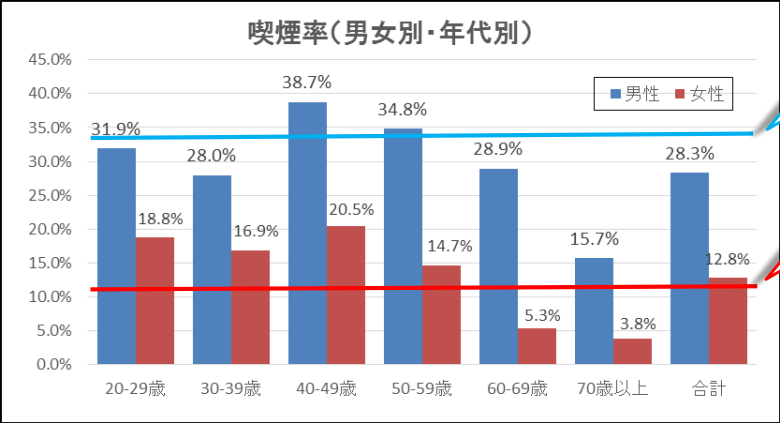
順位	部 位	がん死亡数に占める割合
1 位	肺がん	18.1%
2 位	胃がん	14.6%
3 位	大腸がん	14.5%
4 位	肝及び肝内胆管がん	8.6%
5 位	胆のうがん	6.6%

H25人口動態統計(厚生労働省)

5

当市の現状

③喫煙率が高い(若い世代)



全国(男性)
33.7%

全国(女性)
10.7%

市民の健康づくりに関するアンケート
(H27.弘前市)

6

弘前市のたばこの健康被害防止対策

「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」 (平成28年8月策定)

策定の目的

疾病予防の観点から、たばこの健康被害防止に向けた各主体の役割と具体的な対策を「行動指針」として示す

市民・関係者（団体）・市が「3つの柱」に基づき、それぞれの役割を認識しながら一体となって継続的かつ段階的に取り組みを進める

7

「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」

3つの柱

次世代の健康の確保	成人の喫煙率の減少	受動喫煙防止の環境づくり
・未成年者の喫煙防止 ・妊産婦の禁煙支援・喫煙防止	・喫煙者の健康の確保 ・周囲の人の受動喫煙の機会減少 ・禁煙希望者に対する支援	・施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿の設定

8

「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」

「3つの柱」に基づく各主体の役割

1 次世代の健康の確保

個人・家庭

○たばこの健康影響に関する正しい理解 ○健康的な生活習慣の心がけ ○子どもや妊産婦のそばでの喫煙抑止
○未成年者の喫煙場所への立入抑止 ○禁煙への挑戦 など

児童施設・学校

○たばこの健康影響に関する教育・啓発（保護者含む）

医療機関・薬局等

○たばこの健康影響や禁煙支援に関する情報提供

市

○たばこの健康影響や禁煙支援に関する情報提供 ○保護者への喫煙防止啓発 ○若い世代への喫煙防止啓発
○子育て中の親への喫煙防止啓発

2 成人の喫煙率の減少

個人・家庭

○たばこの健康影響に関する正しい理解 ○健康的な生活習慣の心がけ ○禁煙への挑戦 ○禁煙挑戦者のサポート
○喫煙マナーの呼びかけ など

医療機関・薬局等

○禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）の実施 ○たばこの健康影響や禁煙支援に関する情報提供

企業・職場等

○受動喫煙防止対策への取り組み（労働者の健康確保と快適な職場環境の形成）

○禁煙や喫煙防止についての情報提供、指導の機会・場所の提供

市

○たばこの健康影響に関する周知・啓発 ○禁煙希望者に対する相談業務・情報提供による禁煙支援
○各種健診や健康教育・健康相談での禁煙支援・禁煙治療への誘導

9

「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」

「3つの柱」に基づく各主体の役割

3 受動喫煙防止の環境づくり

個人・家庭

○たばこの健康影響に関する正しい理解 ○健康的な生活習慣の心がけ ○非喫煙者の健康影響を理解した受動喫煙防止への取り組み ○喫煙マナーの遵守 ○公共的空間での喫煙抑止 ○歩きたばこやポイ捨ての防止 など

地域

○集会所等の敷地内禁煙・建物内禁煙化の検討 ○公共的な空間での喫煙防止

児童施設・学校

○たばこの健康影響に関する教育・啓発（保護者含む）

企業・職場等

○受動喫煙防止対策への取り組み（労働者の健康確保と快適な職場環境の形成）

○非喫煙者等への配慮・喫煙マナーの呼びかけ

飲食店・娯楽施設等

○顧客および従業員に対する受動喫煙防止の取り組み ○店舗内喫煙環境の対外的表示

○非喫煙者への配慮とマナーの呼びかけ

公共性の高い施設

○たばこの健康影響に関する周知・啓発 ○施設内喫煙環境の対外的表示 ○非喫煙者への配慮とマナーの呼びかけ

市

○公共的空間における受動喫煙防止対策の推進 ○施設内喫煙環境の対外的表示の推進

（市が先導し公共施設等における受動喫煙防止対策を実践）

○たばこの健康影響に関する周知・啓発 ○地域・関係団体と連携した受動喫煙防止の取り組みの推進

10

「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」

「3つの柱」に基づく各主体の役割

3 受動喫煙防止の環境づくり

■施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

先導的に全面禁煙
とするべき施設

施設・場所の種別		具体的な施設	目指す姿
建物 (施設)	子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	●児童施設（保育所・認定こども園・幼稚園・児童館） ●学校（小・中・高等学校等） ●医療機関	敷地内禁煙
	官公庁施設	●国・県・市が設置し管理する施設 （指定管理者が管理する施設を含む）	敷地内禁煙または建物内禁煙
	上記以外で、多数の者が利用する施設	●大学等（専門学校等を含む） ●社会福祉施設（児童施設を除く） ●駅・ターミナル ●公共交通機関 ●集会場 ●劇場 ●展示場 ●百貨店 ●商店 ●金融機関 ●職場（事務所） ●宿泊施設 ●飲食店 ●娯楽施設※ ² など	敷地内禁煙または建物内禁煙※ ¹
屋外	子ども等の利用が想定される公共的な空間	●公園 ●遊園地 ●通学路 など	受動喫煙防止のための配慮が必要※ ³

11

たばこの健康被害防止のために

皆様のご理解とご協力をお願いします

12